

北海道 150 年事業
「北海道みらい事業」の3次募集について



北海道 150 年事業実行委員会

北海道 150 年事業実行委員会（以下、「実行委員会」とします。）では、北海道 150 年となる 2018（平成 30）年の 1 年間を北海道全体で盛り上げるため、全道各地等で様々な主体が実施する取組として、平成 29 年 4 月から 2 回に渡り「北海道みらい事業」の募集を行ってきたところです。

実行委員会では、さらなる取組の広がりを期待し、次のとおり「北海道みらい事業」の 3 次募集を行います。

1 「北海道みらい事業」について

「北海道みらい事業」とは、次の要件の全てを満たす事業を指します。

- 「北海道 150 年事業基本方針」の趣旨に賛同し、道民や地域の視点で実施する事業。
- 2018（平成 30）年（3 次募集では 4 月～12 月）に実施する事業。
- 事業費を自己資金等により調達する見込みであること。

2 北海道みらい事業の登録申請手続について

(1) 申請者

事業を企画・実施する主体（企業、団体、市町村、道民（個人）等）です。

(2) 申請方法

別紙「北海道みらい事業登録申請書」に必要事項を記載の上、5 の担当者に提出してください。

受理後、3 開庁日以内にご担当者様に受理したことをご連絡します。

提出方法は、電子メール、FAX、郵送又は事務局への直接提出によります。

(3) 受付期間

平成 30 年 1 月 9 日（火）～平成 30 年 11 月 30 日（金）17 時

（事務局への直接提出：土日・祝日を除く 9 時～17 時）

(4) 申請内容の確認

申請内容について、電話、メール又は面談により確認させていただく場合があります。また、必要な資料等を追加で提出していただく場合があります。

(5) 「北海道みらい事業」への登録

(4) の確認結果を踏まえ、「北海道みらい事業」登録通知を申請者に送付します。なお、登録後、必要に応じて事業の進捗状況等について確認させていただく場合があります。

3 登録のメリット

「北海道みらい事業」のメリットとして考えられる実行委員会の取組は次のとおりです。

- 公式サイトやガイドブック、記念誌等において、「北海道みらい事業」として紹介します。
 - 北海道 150 年ロゴマーク（北海道みらい事業専用ロゴマークあり）を使用できます。
 - 事業の準備段階から、実行委員会委員（関係機関等）やパートナー（企業・団体等）との効果的な連携を図ることができます。
 - 「クラウドファンディング」に関する相談を受けることができます。
 - ・実行委員会パートナーのクラウドファンディング担当企業（株式会社 ACT NOW）の相談を受け、クラウドファンディングによる資金調達を行うことができます。
 - ・ただし、諸条件が整わないと判断される場合、クラウドファンディングの実施に至らない場合があります。
 - ・また、目標額未達のためファンド不成立となる場合があります。
- ※ 「北海道みらい事業×クラウドファンディング」専用サイト (<https://actnow.jp/feature/hokkaido150>)

4 留意事項

事業の登録後であっても、実施主体及びその関係者が、次の項目に該当すると判断した場合は登録を取り消す場合があります。

- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）、又は暴力団の構成員と認められるもの
- 法令又は公序良俗に反するもの
- 実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがあるもの
- 実行委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのあるもの
- その他実行委員会会長が不相当と判断するもの

5 登録申請書の提出

申請書の提出及びお問合せは、下記担当者までお願いします。

なお、申請する事業の主な**実施エリア**によって、**申請先が異なります**のでご注意ください。

■全道展開する事業や道外で実施する事業など（総合窓口）

- ① 北海道総合政策部政策局北海道 150 年事業室（北海道 150 年事業実行委員会事務局）
担当：武藤、木村
住所：札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 3 階
TEL：011-204-5995 FAX：011-232-6313 E-mail：hkd.150th@pref.hokkaido.lg.jp

■主に特定の振興局管内で実施する事業

- ② 空知総合振興局地域創生部地域政策課（住所：岩見沢市 8 条西 5 丁目）
TEL：0126-20-0030 担当者：山崎 E-mail：sorachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ③ 石狩振興局地域創生部地域政策課（住所：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 5 階）
TEL：011-204-5815 担当者：乾井、池原 E-mail：ishikari.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ④ 後志総合振興局地域創生部地域政策課（住所：虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目）
TEL：0136-23-1419 担当者：瀬部 E-mail：shiribeshi.shiribeshi1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑤ 胆振総合振興局地域創生部地域政策課（住所：室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 4 階）
TEL：0143-24-9567 担当者：寺井 E-mail：iburi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑥ 日高振興局地域創生部地域政策課（住所：浦河郡浦河町栄丘東通 56 号）
TEL：0146-22-9073 担当者：河村 E-mail：hidaka.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑦ 渡島総合振興局地域創生部地域政策課（住所：函館市美原 4 丁目 6 番 16 号）
TEL：0138-47-9425 担当者：高井 E-mail：oshima.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑧ 檜山振興局地域創生部地域政策課（住所：檜山郡江差町字陣屋町 336-3）
TEL：0139-52-6481 担当者：辰身 E-mail：hiyama.chisei2@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑨ 上川総合振興局地域創生部地域政策課（住所：旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号）
TEL：0166-46-5915 担当者：鉢呂、芳賀 E-mail：kamikawa.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑩ 留萌振興局地域創生部地域政策課（住所：留萌市住之江町 2 丁目 1-2）
TEL：0164-42-8421 担当者：坂本、仲山 E-mail：rumoi.chisei@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑪ 宗谷総合振興局地域創生部地域政策課（住所：稚内市末広 4 丁目 2-27）
TEL：0162-33-2524 担当者：内田 E-mail：soya.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑫ 林-ノ-総合振興局地域創生部地域政策課（住所：網走市北 7 条西 3 丁目）
TEL：0152-41-0624 担当者：金行、岡本 E-mail：okhotsk.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑬ 十勝総合振興局地域創生部地域政策課（住所：帯広市東 3 条南 3 丁目）
TEL：0155-26-9020 担当者：小長谷（こながや） E-mail：tokachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑭ 釧路総合振興局地域創生部地域政策課（住所：釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号）
TEL：0154-43-9141 担当者：五味、松田 E-mail：kushiro.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
- ⑮ 根室振興局地域創生部地域政策課（住所：根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地）
TEL：0153-24-5572 担当者：高橋 E-mail：nemuro.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp